



年企発 1 1 2 8 第 1 号
平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日

地方厚生（支）局保険年金（年金）課長 殿

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長
(公印省略)

「確定拠出年金の企業型年金規約に係る規約の承認基準等について」
の一部改正について

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 2 3 年法律第 9 3 号）により、確定拠出年金法（平成 1 3 年 6 月 2 9 日法律第 8 8 号）の一部が改正された。これに伴い、本日付で国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 2 3 年政令第 3 5 8 号）及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 3 年厚生労働省令第 1 4 2 号）が公布されたところであり、これらの法令が平成 2 4 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成 1 3 年 9 月 2 7 日企国発第 1 8 号）」の一部を下記のとおり改正し、平成 2 4 年 1 月 1 日施行分から適用することとしたので、これに基づき規約の承認等の事務を行うとともに、企業年金を実施する事業主等の関係者に対しても、十分な説明や適正な指導等を期せられたい。

記

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成 1 3 年 9 月 2 7 日企国発第 1 8 号）」を次のように改正する。

別紙 1 の表中「七 事業主掛金の額の算定方法に関する事項」の項の次に次の 1 項を加える。

七の二 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法等に関する事項
(企業型年金加入者が掛金を拠出する場合)

(1) 企業型年金加入者が自ら掛金を拠出する場合には、あらかじめその旨企業型年金規約に定められていること。

(2) 企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように企業型年金加入者掛金の額の決定及び変更の方法が定められていること。

(3) 企業型年金加入者掛金の納付時期について定められていること。

(4) 企業型年金加入者掛金について、前納及び追納することができないものであること。

(5) 企業型年金加入者掛金の額については、各企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように変更する場合その他厚生労働省令で

・加入者が、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、自ら掛金を拠出することができることが明記されていること。

・企業型年金加入者掛金の拠出は、企業型年金加入者自らの意思により決定できるものでなければならないこと。

・企業型年金加入者掛金の拠出を開始する場合の手続きが定められていること。

・事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金との合計が法第二十条に規定する拠出限度額を超えてはならないこと。

・企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額を超えてはならないこと。

・企業型年金加入者掛金の額は、複数の具体的な額から選択できるようにしなければならないこと。

・企業型年金加入者掛金を拠出する加入者は、毎月の企業型年金加入者掛金を翌月末日までに事業主を介して資産管理機関に納付することが明記されていること。

・令第六条第四号中の「年一回」の「年」について、実施事業所ごとに事業年度や暦年などの記載がされており、その年の基準となる日が定められていること。

・企業型年金加入者掛金の額は、以下の場合を除いて年一回に限り変更ができることが明記されている

定める場合を除き、年一回に限り変更することができるものであること。

こと。

①各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き下げられることにより、当該事業主掛金の額が当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合。

②各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き上げられることにより、当該事業主掛金と当該企業型年金加入者掛金のとの合計額が法第二十条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該企業型年金加入者掛金の額を変更する場合。

③企業型年金規約で定めた企業型年金加入者掛金の額の決定の方法が変更されることにより、企業型年金加入者が拠出していた企業型年金加入者掛金の額を拠出することができなくなる場合において、当該額を当該変更後の決定の方法による額に変更する場合。

④企業型年金加入者掛金の額を零に変更する場合。

⑤企業型年金加入者掛金の額を零から変更する場合。

・上記①～④の変更に際し、あらかじめ、企業型年金規約に定めるときは、企業型年金加入者から事業主に対する変更の指図は不要であること。また、事業主は企業型年金加入者の指図なしに変更した場合は、当該企業型年金加入者に速やかに報

(6) 事業主が企業型年金加入者掛金を給与から控除することができる旨定められていること。

(7) 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が事業主によって不当に制約されるものでないこと。

告することが明記されていること。
・企業型年金加入者掛金の額の変更月をあらかじめ規約で定める場合は、その変更月が明記されていること。ただし、①～④に掲げる場合は、毎月変更ができるものであること。
・企業型年金加入者掛金の納付を給与控除で行う事業主は、前月分の企業型年金加入者掛金(当該企業型年金加入者がその実施事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の企業型年金加入者掛金)を企業型年金加入者の給与から控除することができる旨明記されていること。

別紙1の表の「十 実施事業所に使用された期間が三年未満である場合において、その者の個人別管理資産のうち当該事業主掛金に相当する部分として政令で定めるものの全部又は一部を当該事業主に返還することを定めるときは当該返還資産額の算定方法に関する事項」の項の「規約承認事項」の欄中「第三十五条第二号」を「附則第二条第四項」に改め、「個人別管理資産額を除き、」の次に「法第二十一条の二第一項の規定により企業型年金加入者掛金を納付した企業型年金加入者又は」を加え、同項の「審査要領」の欄中「となる。」の次に「企業型年金加入者掛金を拠出している場合には、事業主返還について、事業主掛金を原資とする部分と企業型年金加入者掛金を原資とする部分との按分方法を明記しておくこと。その際、企業型年金加入者掛金の拠出があるにも関わらず、企業型年金加入者への返還額が零とはならないようにすること。」を加え

、「十二 その他政令で定める事項」の項の「規約承認事項」の欄中「(2) 事業主掛金の額」の次に「の算定方法、企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法」を加える。

別紙2中確定拠出年金企業型年金概要書別紙1を次のように改める。

別紙 1

実施事業所一覧

[規約名：]

実施事業所名称		所在地		
事業主名称		住所		
業態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出
		1 無 2 有(厚・確・適・私)	1 無 2 有(厚・確・適・退)	1 無 2 有
実施事業所名称		所在地		
事業主名称		住所		
業態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出
		1 無 2 有(厚・確・適・私)	1 無 2 有(厚・確・適・退)	1 無 2 有
実施事業所名称		所在地		
事業主名称		住所		
業態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出
		1 無 2 有(厚・確・適・私)	1 無 2 有(厚・確・適・退)	1 無 2 有
実施事業所名称		所在地		
事業主名称		住所		
業態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出
		1 無 2 有(厚・確・適・私)	1 無 2 有(厚・確・適・退)	1 無 2 有

(注1) 厚＝厚生年金基金、確＝確定給付企業年金、適＝適格退職年金、私＝私立学校教職員共済、
退＝退職手当制度

(注2) 「他の企業年金制度」欄は、当該事業所の確定拠出年金加入者が他の企業年金制度に加入している場合は、その制度に○印を付すこと。

(注3) 「資産移換制度」欄は、当該事業所が他の企業年金制度等から資産移換している場合は、その制度に○印を付すこと。

(注4) 「従業員拠出」欄は、企業型年金加入者による掛金の拠出制度の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。

別紙7を次のように改める。

添付書類（届出）

添付書類	規 約 変 更 の 届 出																	
	事業主の変更			事業所の変更			運営管理機関の変更		資産管理機関の変更			資産運用の基本的な資料の提供方法等の変更	支給予定期間及び支払回数の種類に追加に係る変更	加入者等が負担する事務費の額又は割合の変更（事務費の額又は割合に係る変更に限る。）	事業年度に関する変更	法令の改正に伴う条文等の変更	実施事業所における労働協約及び就業規則の変更に伴う文言の変更	規約の失効
	事業主の減少の場合	名称の変更	住所の変更	事業所の減少の場合	名称の変更	所在地の変更	名称の変更	住所の変更	資産管理契約の相手方の変更	名称の変更	住所の変更							
労働組合または被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書	△			○					○			○	○	○	○	○	○	
労働組合の現況に関する事業主及び労働組合の代表者の証明書または被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書	○			○					○			○	○	○	○	○	○	
確定拠出年金運営管理機関委託契約書の写し												△		△				
資産管理契約書の写し									△					△				
登記事項証明書	▲	▲	▲															▲
名称変更に係る決議事録、対外的公表資料等		▲			△		○			○								
住居表示の変更内容が分かる書類			▲			△		△			△							
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主でなくなったことが分かる書類	▲			△														▲
就業規則（または労働協約）及び給与規程（または退職金規程）の写し（注）																	△	
規約の一部を変更する規約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
規約変更理由書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新旧対照条文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○=必ず添付、△=必要に応じて添付、▲=いずれかを添付

（注） 就業規則等の添付書類については、変更内容の確認に必要な部分が添付されればよいこととし、また、2以上の厚生年金適用事業所で実施する企業型年金において、実施事業所間で当該就業規則等の内容に全く相違がない場合にあっては、その旨を記載した書類を添付した上で、当該就業規則等の写しの一部を省略できることとする。